

神崎市保育料基準表

○保育認定（保育所（園）、認定こども園、地域型保育施設）

○教育認定（幼稚園、認定こども園）

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	3号認定（月額）		2号認定（月額）
		0～2歳児	0～2歳児	3歳以上児
		標準時間	短時間	標準時間・短時間
1-1	生活保護世帯	0	0	0
2-1	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	
2-2	市町村民税非課税世帯	0	0	
3-1	市町村民税所得割課税額48,600円未満（ひとり親世帯等）	6,200	6,200	
3-2	市町村民税所得割課税額48,600円未満	14,200	13,900	
4-1	77,101円未満（ひとり親世帯等）	6,200	6,200	
4-2a	48,600円以上57,700円未満	22,000	21,600	
4-2b	57,700円以上77,100円未満	22,000	21,600	
4-2	77,100円以上81,000円未満	22,000	21,600	
4-3	81,000円以上97,000円未満	26,000	25,500	
5-1	97,000円以上121,000円未満	31,000	30,400	
5-2	121,000円以上145,000円未満	33,400	32,800	
5-3	145,000円以上169,000円未満	37,000	36,300	
6-1	169,000円以上201,000円未満	41,000	40,300	
6-2	201,000円以上257,000円未満	43,000	42,200	
6-3	257,000円以上301,000円未満	45,000	44,200	
7	301,000円以上397,000円未満	54,000	53,000	
8	397,000円以上	64,000	62,900	

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	1号認定（月額）
1-1	生活保護世帯	0
2-1	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	
2-2	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯等）	
3-1	市町村民税所得割課税額77,101円未満（ひとり親世帯等）	
3-2	市町村民税所得割課税額77,101円未満	
4	211,200円未満	
5	211,200円以上	

※1号認定の保育料は、全階層 上記表のとおり 0円

※ 3号認定（0歳～2歳児）の保育料は、上記表の金額とおり

※ 2号認定（3歳以上児）の保育料は、全階層 上記表のとおり 0円

※3歳以上児の副食費については、各園で決められた金額での保護者負担あり

注意事項

- (注1) 上記の表において、「ひとり親世帯等」とは、母子（父子）世帯、障がい者（児）同居世帯を指します。
- (注2) 4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月までは当年度の市町村民税に基づき算定します。
- (注3) 児童の年齢は、4月1日の年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中の入園の場合においても同様となります。
- (注4) 教育認定の場合、小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから1人目と数え、3人目以降は副食費が無償となります。
- (注5) 教育認定の場合、市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、副食費が無償となります。
- (注6) 保育認定の場合、在園児の数で人数を計算します。保育料は1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は無償となります。また、副食費については、3人目以降が無償となります。
- (注7) 保育認定の場合、市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯は、保護者と生計を一にする子どもを含めて、最年長の子どもから順に1人目と数えます。また、副食費は在園児全て無償となります。